

運賃料金表（陸運局認可運賃）

			上 限 額	下 限 額
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	¥170	¥120
		中型車	¥150	¥100
		小型車	¥120	¥80
	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	¥7,680	¥5,310
		中型車	¥6,480	¥4,490
		小型車	¥5,560	¥2,736
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金（1kmあたり）	¥40	¥30
		時間制料金（1hあたり）	¥3,080	¥2,130
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制運賃) の2割以内	
	特殊車両割増料金		運賃の5割以内	

※ 運行日・時間により上表の上限、下限内にて時間制運賃、距離制運賃の金額は変動いたします。

※ 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受いたします。

【一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法】

<p>第1. 車種区分</p>	<p>大型車、中型車、小型車の3区分とし、区分の基準は次のとおりとする。          大型車・・・ 車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上          中型車・・・ 大型車、小型車以外のもの          小型車・・・ 車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下</p>
<p>第2. 運賃</p>	<p>1. 運賃の種類          運賃の種類は、時間・キロ併用制運賃とする。</p> <p>2. 運賃の計算方法          運賃は、以下の計算方法により計算した額を合算する。</p> <p>(1) 時間制運賃          ① 出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下「点呼点検時間」という。）として、1時間ずつ合計2時間と、走行時間(出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。以下同じ。)を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。          ② 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合、宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の1時間ずつを点呼点検時間とする。          ③ フェリーボートを利用した場合の航送にかかる時間（乗船してから下船するまでの時間）は8時間を上限として計算することとする。</p> <p>(2) キロ制運賃          走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。以下同じ。）に1キロあたりの運賃額を乗じた額とする。</p> <p>(3) 運賃計算の基本          ① 運賃は、車種別に計算した金額の最高額及び最低額の範囲内とする。          ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。</p> <p>3. 運賃の割引          (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体については3割引とする。ただし、2. (3) ①により計算した額の下限額を限度とする。          (2) 学校教育法による学校(大学及び高等専門学校を除く)に通学又は通園する者の団体については2割引とする。ただし、2. (3) ①により計算した額の下限額を限度とする。          (3) 2以上の割引条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、重複して運賃の割引をしない。</p>
<p>第4. 端数処理</p>	<p>(1) 走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。          (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。</p> <p>第5. 旅客より収受すべき運賃・料金及び運賃・料金の表示方法          (1) 運賃の計算方法により算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。          (2) 対外的に示す運賃・料金はそれぞれ消費税額及び地方消費税額を含んだ額を表示する。</p> <p>第6. 実費負担          ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から運賃以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。</p>